

社説

緒についた公害対策

政府は公害紛争処理法と公害医療救済特別措置法の二法案をまとめ、近く国会に提出することになった。わが国の公害対策がこれによって、前進することを期待したい。

政治において、国が追求しなければならぬ最も重要な目的は、国民生活の安定と繁栄である。国民生活を繁栄させるには、経済産業の発展を促進しなくてはならない。そのために、企業が自由な創意と工夫によって、競争のうちに、伸張するように、国も助成する必要がある。今日においても、国はそのような措置を講じている。そのことは、正しい。けれども、重化学工業化率は世界一に達していることからわかれるように、巨大な企業が高い生産性をあげることとなると、かつてのように、自然による調整に待つことはできなくなった。つまり、公害を招く有害ガスその他の有害物が工場から多量に排出され、自然の作用による希釈にゆだねてはおられなくなったのである。

しかも、国土は狭く、コンビナートが次々に設けられるのは、すでに住居地と近い場合が多い。外国のように、都市と離れた地域に公害を誘発しやすい工場を設けることはできない。わが国においては、人里遠く離れた地域で、工場群を建てる適地などは、もはやあり得ないであろう。公害は必然的に起こる。

優秀な企業が興ることそれ自体は好ましいことである。けれども、住民の安定した生活を脅かしてまで生産性を高めることは、許すべきではない。企業は企業自身の論理から割り出して、あくまでも生産性を高め、利潤を追求し、強大化をはかろうとするが、企業の発展よりも国民の安定した生活が優先すべき次元の高い価値なのである。企業は社会的責任として、地域住民の福祉をそとてはならない。

企業にはきびしいが

法案によると、企業にはきびしいと受け取られる条文がある。公害紛争処理法案によると、中央と地方に公害審査会がおかれるが

(都道府県の審査会は条例に委任している)この審査会は、「当事者から事件に係るの文書または物件の提出を求め、当事者の工場、事業場に立ち入って関係文書、物件を検査することができる」とある。これまで多くの場合、公害問題が起きると、企業側は企業の機密をタテとして、工場への立ち入り検査を拒んできた。そのために公害の真因の究明が遅れ、あるいは疑問を残したまま真相の解明ができずじまいになった例をわれわれはいくつも見聞している。今後法によって、立ち入り検査の権限が保障されたことは、大きな前進であるといわねばならない。一方、立ち入り検査の権限についても、義務が伴う。法案では、中央、地方の審査会の委員長、委員らは「その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない」と規定している。これは企業側が最も神懸けにならなければならない点であるだけに、運用に当たっては立ち入り検査側が誠実に順守すべきであろう。

また、公害医療救済法案によると、公害による疾病は審査会の意見を徴して都道府県など地方自治体の首長が認定する。認定された場合、医療費が支払われる。その医療費の額は企業が負担することとなっている。公害と認定される段階では、患者数も少なくなく、また病状も簡単に治癒(ゆ)できないことも多からう。経済界には、生産コストの切り下げにたゆまず懸命の努力を注いでいるだけに、公害の防止に格段の負担をし、さらに万一の場合は多額に上るであろう医療費まで負担に應ずるのには、ためらいの色がうかがえる。

まだ足りぬ医療救済

だが、前述の通り、住民の快適な生活がまづ保障されねばならないという建て前に立てば、企業の利益は譲られてしかるべきものである。

医療費が医療手当てを月給四千円、通院者に三千円、看護手当て九千円としたのは果たして十分であろうか。通院者への二千円などは、通院の交通費にしか当たらないのではないか。しかも年間所得九十三万円以上の患者には支出しないという。年間所得九十三万円あれば、生活費のほか医療を受けるに十分であるという判断したのであるか。その根拠

どうやって放出したのであるか。またたとえは水俣病患者の実態を見ても、これら患者の医療、さらに機能回復訓練のために、大変な設備と施設が必要であり、手厚い医療陣がそろっていないければ十全な手当てができないのが実情である。患者とその家族はもちろん医療陣の要請にこたえるには、この法案に盛り込まれただけの内容では決して十分ではない。

最後に、仲裁機関が設けられたのは、えてしていままでの公害被害の補償が難航していただけに、歓迎したい。このような機関が早くから設けられているのは、補償そのものの妥当な額が算出するまでは従来のように早急には運ばないとしても、すぐ交渉が始められる態勢にあるだけ、無用のエネルギーと時日を浪費せずに済むだろう。公害紛争が立ち入り検査によって迅速な処理を可能とする道が開かれたのとともに当を得たものである。

この二法案でもって、われわれは、もちろん公害対策が整ったとは思っていない。この法律をまず実施し、さらに充実整備すべき端緒ができたと思いたい。